

# 野島公園特記仕様書

## 1 概要

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 所在地                       | 金沢区野島町 24  |
| 公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等 | <p>安藤広重の描いた「野島夕照」で知られる野島は、現在のこの公園のあたりといわれています。公園前面の海岸は、埋立てにより失われた中で残された市内唯一の自然海浜で、江戸時代には称名寺と共に物見遊山の客で賑わっていました。</p> <p>園内には戦中に構築された掩体壕もありますが、戦後に国有地の無償貸与を受け、隣接民有地も買収して昭和 30 年から整備を行いました。</p> <p>昔の地形の特徴をそのまま残している野島山には、新しい展望台が、またその周りの運動広場、野球場、青少年研修センター、キャンプ場などは臨海のレクリエーションゾーンとして親しまれています。</p> <p>平成 27 年度津波避難施設の設置<br/>平成 27 年度護岸一部改修工事<br/>平成 28 年度野島公園放水銃設備改修工事<br/>平成 28 年度園路舗装工事</p> <p>公園内に子ども青少年局所管の青少年研修センターがあります (4795.63 m<sup>2</sup>)</p>  |
| 面積                        | 約175,215m <sup>2</sup> (総合公園) ※国有地を含みます<br>うち旧伊藤博文金沢別邸は3,864m <sup>2</sup>   |
| 有料施設                      | <p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 面 1 時間1,300円</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1</p> <p>休場日 毎月第1・第3・第5月曜日<br/>(休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>   |
| 付帯設備                      | 旧伊藤博文金沢別邸 (明治31年 (1898年) 建築、横浜市指定有形文化財)、野球場、バーベキュー場、キャンプ場、見晴展望台、遊具、記念碑、管理棟、倉庫、トイレ、駐車場ほか  |
| 電気設備、点検保守項目等              | <p>屋内照明設備：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレ</p> <p>屋外照明設備：水銀灯200W22基、300W107基、LED(72W)15基、分電盤10面<br/>：環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年7月末までに屋外照明設備点検結果の報告</p> <p>屋外放送設備点検：スピーカー10、増幅器5、放送設備ラック一式 (年1回)</p> <p>空調設備点検：管理棟3 (年4回)</p> <p>節水装置点検：園内トイレすべて (年2回)</p> <p>受水槽・高架水槽設備点検：33m<sup>3</sup>受水槽、1 m<sup>3</sup>高架水槽の法定定期点検清掃 (年1回)、法定水質分析 (年1回)</p> <p>随時の電気設備点検：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレの照明設備点検</p> <p>随時の電気設備修理：公園施設全般のランプ交換及び部品交換等</p> <p>消防設備：日常目視点検＋消火器日常点検、法定機器点検＋法定総合点検 (年1回)<br/>：消防署への法定点検結果の報告等</p> <p>※旧伊藤博文金沢別邸の詳細な項目については、維持管理水準書で定めます。</p> |
| 電気設備、点検保守項目               | <p>屋内照明設備：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレ</p> <p>屋外照明設備：水銀灯200W22基、300W107基、LED(72W)15基、分電盤10面<br/>：環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年7月末までに屋外照明設</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 等 | 備<br>点検結果の報告   |
|   | 屋外放送設備点検：スピーカー10、増幅器5、放送設備ラック一式（年1回）<br>空調設備点検：管理棟3（年4回）<br>節水装置点検：園内トイレすべて（年2回）<br>受水槽・高架水槽設備点検：33m <sup>3</sup> 受水槽、1m <sup>3</sup> 高架水槽の法定定期点検清掃（年1回）、法定水質分析（年1回）<br>随時の電気設備点検：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレの照明設備点検<br>随時の電気設備修理：公園施設全般のランプ交換及び部品交換等<br>消防設備：日常目視点検＋消火器日常点検、法定機器点検＋法定総合点検（年1回）<br>：消防署への法定点検結果の報告等<br>※旧伊藤博文金沢別邸の詳細な項目については、維持管理水準書で定めます。 |

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

| 管 理 項 目    |          | 対 象      | 内 容     | 回 数                               |
|------------|----------|----------|---------|-----------------------------------|
| 点検         | 園内灯設備    | 園内灯・分電盤  | 巡視点検    | 年1回                               |
|            |          |          | ランプ交換   | 点検時                               |
|            | 放送設備     | 屋外スピーカー他 | 点検清掃    | 年1回<br>外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等          |
|            | 空調設備     | 管理棟      | 点検清掃    | 年4回                               |
|            | 節水装置設備   | 各々トイレ    | 点検清掃    | 年1回                               |
| 受水槽・高架水槽設備 | 受水槽・高架水槽 | 定期点検清掃   | 年1回（法定） |                                   |
|            |          | 水質分析     | 年1回（法定） |                                   |
| 修理         | 園内灯設備    | 公園内全園内灯  | ランプ交換   | 随時<br>水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください |
|            | 修繕       | 各々設備     | 部品交換等   | 随時                                |

## 3 消防設備

|      |            |      |           |
|------|------------|------|-----------|
| 消防設備 | 感知器、消火ポンプ他 | 機器点検 | 年2回（法定点検） |
|      |            | 総合点検 | 年1回（法定点検） |

### ※1

|  |             |
|--|-------------|
| 3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日                             | 9:00～17:00  |
| 3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日の第2、第4月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日） | 13:00～17:00 |
| 5月16日～8月15日  | 9:00～19:00  |
| 5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）        | 13:00～19:00 |

## 4 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、毎月翌月30日までとなっています。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(10) 広域避難場所について

野島公園及び展望台は広域避難場所として位置付けられており、津波避難施設も設置されています。災害発生時には、住民が一時的に避難をします。金沢区防災計画に基づき、金沢区の指示に従って対応をしてください。

(11) 野島公園の指定管理区域について

野島公園に隣接している野島海岸は、環境創造局農政推進課が管理しており、野島海岸に接続す

る道路は、金沢土木事務所が管理しています。いずれも指定管理者の管理区域外ですが、境界等の管理については、関係各所と連携を図り、管理区域を南部公園緑地事務所と協議調整した上で利用者に迷惑のかからないように円滑な維持管理を行ってください。

(12) 小規模受水槽水道の自己点検について

金沢区役所福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果の報告を同区役所福祉保健センターへしてください。

(13) バーベキュー場について

指定管理者となった団体に設置管理許可制度に基づき1年ごとに許可を与え、南部公園緑地事務所が示した許可条件の範囲内で管理運営を実施していただく予定ですが、指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があります、その場合は許可の取り消しや許可の更新をしない場合がありますので、ご了承ください。

また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

(14) 旧伊藤博文金沢別邸について

ア 開館日は年末年始(12月29日～1月3日)及び毎月第1・第3月曜日(休日の場合はその翌日)を除く毎日です。(指定管理者の提案のよって変更することも可能です)

イ 消化ポンプ小屋がありますので、維持管理水準書に従い適切に管理をしてください。

ウ 横浜市指定有形文化財であることと、明治期の田舎風の意匠を持つ「海浜別邸建築」としての履歴を活かし「別邸」としての生活空間を意識して、伊藤博文に関する資料や調度品などを展示公開してください。

エ 防犯・防火対策には特に留意して取り組み、消防設備の配置状況の把握、日常点検等を行なうとともに、職員の消防教育等を積極的に行なってください。また、消防署の査察等がある場合は、必ず協力してください。

オ 防火管理者は、指定管理者で野島公園に常勤をする者から選任してください。また、施設公開前に消防計画を所管消防署に提出してください。

カ 金沢区からの情報提供や指定管理者からの情報提供等、相互緊密に連携を取り、金沢区政に積極的に協力してください。

キ 園地と同様に物品の販売等の自主事業については、別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(15) キャンプ場について

バーベキュー場同様管理許可が必要です。指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があります、その場合は指定管理区域から除外をする場合がありますので、ご了承ください。

(16) トラクターについて

公園備品にトラクターがないため、トラクターを持ち込んで維持管理してください。

(17) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

5 課題等(様式24記載事項)

(1) 公園内の横浜市青少年研修センターは、横浜市こども青少年局所管施設であり、指定管理区域外となっています。当施設の指定管理者(公益財団法人よこはまユース)と連携を図り、野島公園の円滑な管理運営及び魅力向上を行う提案をしてください。

(2) 伊藤博文金沢別邸は明治31年(1898年)に伊藤博文により建築され、歴史的価値から平成18年11

月1日に横浜市指定有形文化財(建造物)に指定されました。その後、復元工事を行なうとともに、金沢区の花「ボタン」や「シャクヤク」など四季折々の花を楽しむことができる庭園の整備を行いました。この伊藤博文邸の開館時間について、利用者満足の上昇や施設の魅力向上を鑑み、応募団体が提案してください。

また、管理方針として、都市公園の公共性を踏まえ、教養施設として、旧伊藤博文金沢別邸を市民に広く知っていただけるように、伊藤博文公に関する資料や調度品などを常時展示し、公開することはもちろん、ただ展示をするだけではなく積極的に、文化財や歴史舞台としての価値を広く伝える提案をしてください。

- (3) 公園内には展望台が所在するため、その利活用を含め公園の魅力を上昇させる提案してください。
- (4) 室の木地区は、園地が海を隔てて分断されており、その管理運営に工夫が必要です。室の木地区の園地の活用を含めて管理運営について応募団体の創意工夫による提案をしてください。
- (5) 園内のビオトープをどのようにして魅力ある空間にし、公園利用者に親しまれる場所にしていくか提案をしてください。
- (6) 潮干狩りのシーズンになりますと公園や公園周辺は非常に混雑をします。その緩和策や広報について提案をしてください。  
※駐車場に係る事柄は、管理許可としているため、提案不可とします。
- (7) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (8) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。